

平成21年12月11日現在

ルーフキャリアの外部突起物規制について

道路運送車両法の保安基準第18条「車枠及び車体」のうち、「外装の技術基準」

<保安基準>

2008年10月15日 改正

第十八条 自動車の車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

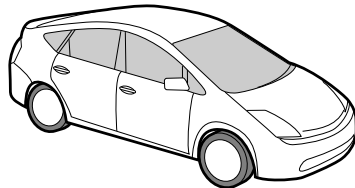
- 二 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起がないこと、回転部分が突出していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれがないものとして、告示で定める基準に適合するものであること。
ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

<本基準の目的>

自動車と人との衝突又は接触の際に人が負傷する危険性を減らし、又は負傷の程度を軽減すること。

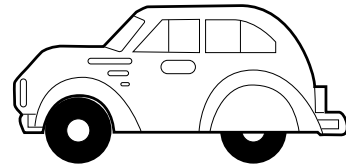
規制対象となる車両

- 平成21年1月1日以降の生産(登録)された乗用車
(ナンバープレートが3,5,7および8(乗用車ベースでの改造車両))
- 定員が10人未満の乗用車



規制対象外となる車両

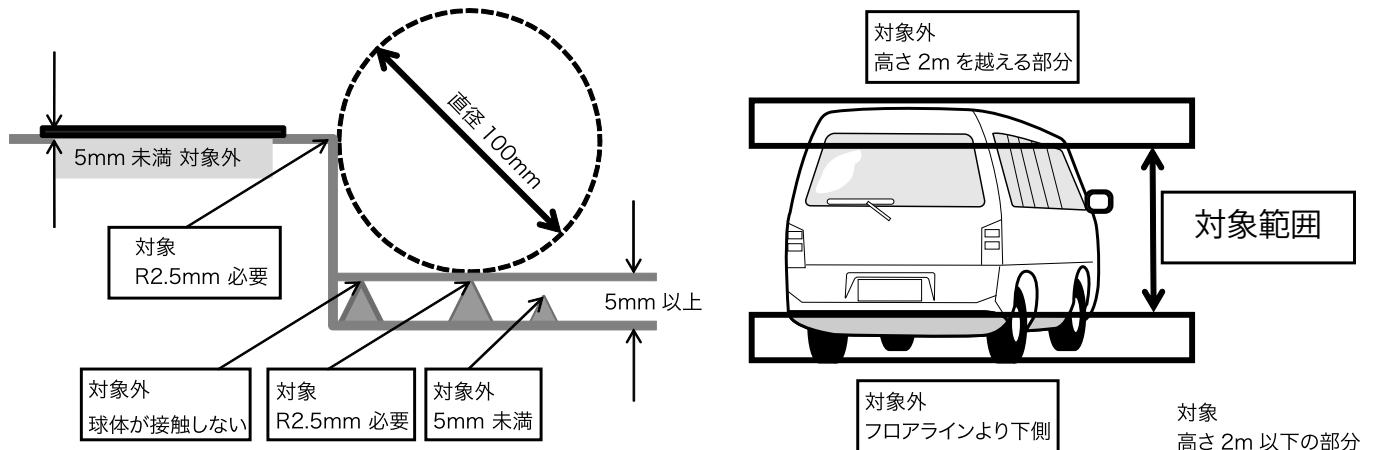
- 車検証の初年度登録日が平成20年以前は対象外
- 商用車(4,1ナンバー)



規制内容 (技術基準)

車体等その他基部からの突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満の突起物。

規制対象と規制対象外の見分け方



直径100mmの球体を、車体やその他自動車の形状に接触させた場合に接触しないものは対象外。